彩の国 埼玉県

保護者の皆様へ

奨学のための給付金（通常給付）のご案内

【奨学のための給付金とは】

- 教科書代や学用品代等の授業料以外の教育費を補助する制度です。（返還不要）

1　対象となる世帯

- 令和８年度の保護者等全員の住民税所得割が**非課税**（０円）
- 年収約 **270～490 万円程度**（令和８年度の保護者等全員の住民税所得割合算額が100～182,500 円）
- 令和８年７月１日時点で、**生活保護（生業扶助）**を受給
- **家計が急変*し**、保護者等全員の年収見込額が約**４９０万円程度未満に相当**

＊　急変事由の例：失職、所得の激減、傷病による休職、災害、死別、離別等

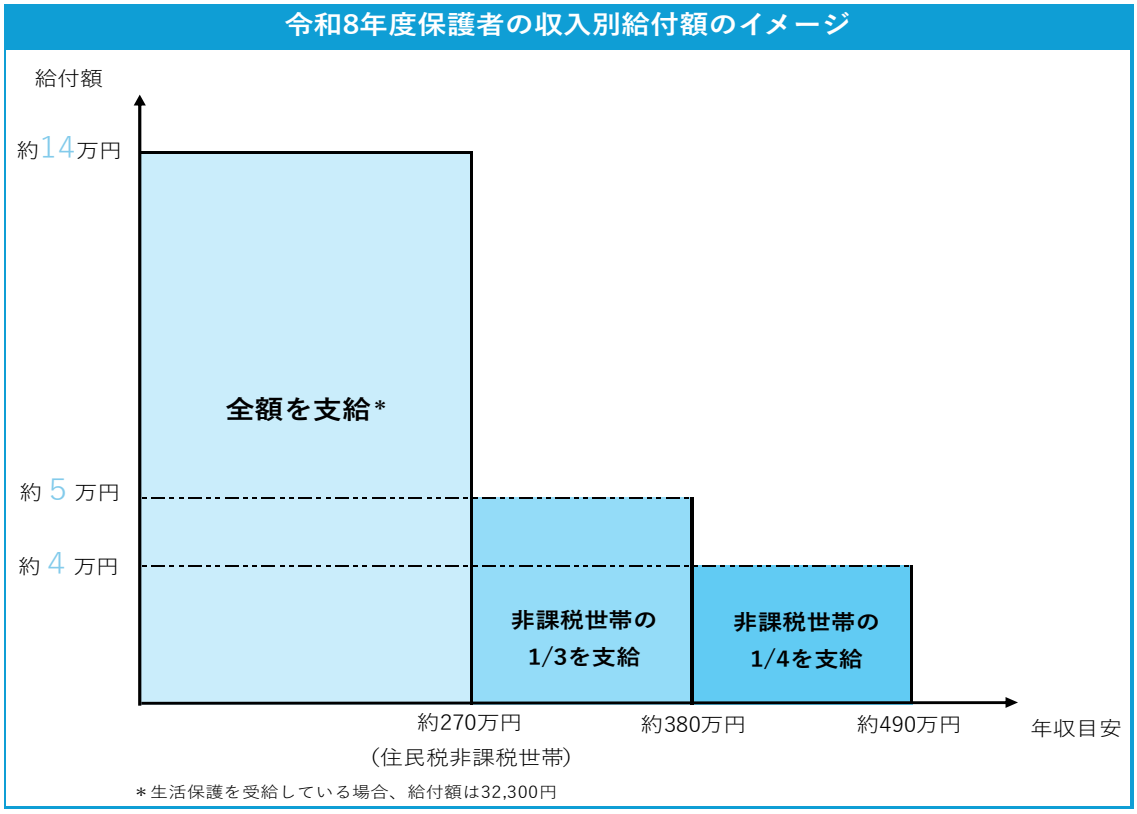

生徒の国籍要件や給付額を裏面にも記載しています。

詳細は、QR コードより県 HP 記載の「申請のしおり」をご確認ください。

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金　検索

2　生徒等の国籍・在留資格等及び所得に関する要件

生徒等の国籍・在留資格等に関する要件	
①	高等学校等に在学する**以下のいずれかの国籍・在留資格等を有する生徒等**の世帯 ・日本国籍を有する者 ・特別永住者 ・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ・家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高等学校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者
②	高等学校等に在学する①以外の生徒等

保護者等の所得に関する要件	
①	上記①の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯 ・令和８年度の保護者等全員の住民税所得割が非課税（0円） ・年収約270～490万円程度（令和８年度の保護者等全員の住民税所得割合算額が100～182,500円） ・生活保護（生業扶助）を受給 ・７月１日以前に家計が急変し、保護者等全員の年収見込額が約490万円程度未満に相当
②	上記②の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯 ・令和８年度の保護者等全員の住民税所得割が非課税（0円） ・生活保護（生業扶助）を受給 ・7月1日以前に家計が急変し、保護者等全員の年収見込額が非課税に相当

3　給付額

下表の金額が、令和８年１０月下旬以降、順次給付されます。

※ 給付を受けるためには毎年の申請が必要です。

令和8年度給付額（年額）		生活保護世帯・住民税所得割非課税世帯	年収約270～380万円程度（住民税所得割100～105,500円未満）	年収約380～490万円程度（住民税所得割105,500～182,500円未満）
生活保護世帯		32,300円		
上記以外の世帯	全日制・定時制	143,700円	47,900円	35,930円
	通信制	50,500円	16,830円	12,630円

※　令和８年度新入生で、早期給付が既に給付された方は、**表の給付額（年額）から早期給付額**（年額の１／４の額（４～６月分））を**差し引いた額（７～翌年３月分）**が支給されます。

※　家計急変世帯の場合、**急変した時期によって給付金額は異なります**。

～お問い合わせ先～

（制度全般・申請方法に関すること）
埼玉県高等学校等修学支援制度コールセンター
TEL：048-830-8855

（審査状況に関すること）
埼玉県高等学校等修学支援制度事務局
TEL：048-711-7012